

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

〔 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 〕

No	3	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他(都市計画税)	
要望項目名	社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>特例措置の対象となる法人は、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税番号大綱」に基づき、住民基本台帳法に規定された指定情報処理機関が行う事務、電子署名に係る地方公共団体の認証に関する法律に規定された指定認証機関の事務及び番号法(仮称)に規定される予定の番号の生成等を行う機関として設立されるものであり、地方公共団体並びの非課税措置の対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>設立時における指定情報処理機関(財団法人地方自治情報センター)、指定認証機関(財団法人自治体衛星通信機構)からの財産の承継時における不動産取得税の非課税措置、法人の設立後の法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税の非課税措置を要望する。</p>	
関係条文	〔 住民基本台帳法第30条の10から第30条の28まで 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条から54条まで 〕	
減収見込額	(初年度) ▲ 53 (一) (平年度) () (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方共同法人は、番号生成機関の事務、指定情報処理機関の事務、指定認証機関の事務等、本来地方公共団体が担うべき事務を行うことが想定され、円滑な運営を確保する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方共同法人は、本来地方公共団体が担うべき事務を行うことが想定され、地方公共団体並びの非課税措置の対象とすることで、安定的かつ確実な運営されるよう制度設計を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ	3—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け					
	政策の達成目標					
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td></td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間		同上の期間中の達成目標		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間					
同上の期間中の達成目標						
政策目標の達成状況						
有効性	要望の措置の適用見込み					
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置					
	予算上の措置等の要求内容及び金額					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係					
	要望の措置の妥当性					

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	